

ようこそサン・ポートへ！！

視 察 資 料

令和 8 年度版

◎施設概要

施設名称 廃棄物再生処理センター「サン・ポート」
 施設場所 福岡県朝倉郡筑前町栗田 8 番地 3
 敷地面積 約 64,000㎡ (参考: みずほPayPayドーム 72,000㎡)
 稼働開始 平成 15 年 4 月
 構成団体 1 市 2 町 1 村 (朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町)
 従業員数 人口 約 9.7 万人 (R2 国調) 世帯数 約 4 万世帯
 全施設約 65 人
 (事務局 9、ごみ処理施設 28、プラザ 28)

◎ごみ処理施設

処理能力 120t (60t × 2 炉) / 24 時間
 処理方式 高温ガス化直接溶融炉 (炉温 1,600~2,000 度)
 余熱利用 発電設備 (1,880kw) 場内空調、給湯

◎リサイクルプラザ

処理能力 30t / 5 時間
 選別種類 粗大ごみ、硬金属類、雑物、缶類、ビン類、ブロック等
 古紙 (新聞紙・雑誌・段ボール)、古布、紙製容器包装
 容器包装プラスチック、紙パック、ペットボトル、有害ごみ

◎ごみ処理の状況

収集車搬入台数 1 日約 51 台
 ごみ搬入量 1 日平均 72t、年間 26,125t
 ごみ処理経費 約 65,750 円 / t 約 17,657 円 / 人
 ※令和 7 年度歳出決算額による

処理後溶融物 スラグ (約 2,148t / 年)
 メタル (約 301t / 年)
 飛 灰 (約 585t / 年)

資源物搬出量 約 474t / 年 約 33,429 千円 / 年

主な売払額

アルミ缶	30.99t / 年	10,360,669 円 / 年
スチール缶	19.39t / 年	792,380 円 / 年
破碎アルミ	24.69t / 年	5,549,940 円 / 年
破碎スチール	208.77t / 年	7,419,878 円 / 年
2 級 鉄	41.12t / 年	1,015,674 円 / 年
スプリング	5.28t / 年	20,603 円 / 年
新聞紙	1.80t / 年	62,748 円 / 年
雑誌	11.28t / 年	213,896 円 / 年
段ボール	12.15t / 年	245,511 円 / 年
紙パック	4.97t / 年	118,612 円 / 年
古布類	13.22t / 年	223,080 円 / 年
ペットボトル	100.15t / 年	7,405,953 円 / 年

(※令和 7 年度 実績)

○令和7年度ごみ搬入状況

市町村名及び人口 / 種別		可燃ごみ (t)	粗大ごみ (t)	資源ごみ (t)	合 計 (t)	一人当たり排出量 (g/日)
朝 倉 市	50,273	12,587.38	1,029.95	746.27	14,363.60	783
東 峰 村	1,899	356.20	19.40	37.05	412.65	595
筑 前 町	29,591	6,535.29	725.17	405.06	7,665.52	710
大刀洗町	15,521	3,222.42	259.93	200.45	3,682.80	650
合 計	(人) 97,284	22,701.29	2,034.45	1,388.83	26,124.57	(平均) 736

※令和2年国勢調査人口

○令和7年度排ガスの測定結果

項 目\区 分	測定値	※1計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備 考	
					測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	51 ppm	100 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月21日
	57 ppm				2号煙突	7月4日
	68 ppm				1号煙突	11月18日
	47 ppm				2号煙突	1月14日
硫黄酸化物濃度	※2<5 ppm	50 ppm 以下	※3K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月21日
	5 ppm				2号煙突	7月4日
	10 ppm				1号煙突	11月18日
	※2<5 ppm				2号煙突	1月14日
一酸化炭素濃度	2 ppm	30 ppm 以下	30 ppm 以下	※5新ガイドライン	1号煙突	5月21日
	1 ppm				2号煙突	7月4日
	1 ppm				1号煙突	11月18日
	3 ppm				2号煙突	1月14日
塩化水素濃度	17 ppm	50 ppm 以下	430 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月21日
	11 ppm				2号煙突	7月4日
	41 ppm				1号煙突	11月18日
	6 ppm				2号煙突	1月14日
ばいじん濃度	※2<0.004 g/Nm ³	0.02 g/Nm ³ 以下	0.08 g/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月21日
	※2<0.005 g/Nm ³				2号煙突	7月4日
	※2<0.005 g/Nm ³				1号煙突	11月18日
	※2<0.005 g/Nm ³				2号煙突	1月14日
ダイオキシン類濃度	0.00019 ng-TEQ/Nm ³	0.05 ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	※5新ガイドライン ※6DXN特別措置法	1号煙突	5月21日
	0.00011 ng-TEQ/Nm ³				2号煙突	7月4日
	0.000042 ng-TEQ/Nm ³				1号煙突	11月18日
	0.00068 ng-TEQ/Nm ³				2号煙突	1月14日
※4水銀濃度	0.19 μg/Nm ³	—	50 μg/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月21日
	0.27 μg/Nm ³				2号煙突	7月4日
	0.52 μg/Nm ³				1号煙突	11月18日
	0.88 μg/Nm ³				2号煙突	1月14日

注記 上記濃度はすべてO₂濃度12%換算値とします。

※1:計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。

※2:硫黄酸化物濃度、ばいじん濃度は、定量下限値未滿を示しています。

※3:硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。

※4:水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。

※5:法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことです。

※6:法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことです。